

(仮称) 南大沢スマートシティ協議会 実証プロジェクト実施要綱 (案)

令和5年〇月〇日

(実証プロジェクトの実施)

第1条 南大沢スマートシティ協議会（以下「協議会」という。）は、令和5年度から令和7年度までの各年度において、「モビリティ」「まちの賑わい」「情報・その他」等に関わる先端技術を活用した実証プロジェクトを実施する。

(実証プロジェクトの決定方法)

第2条 実証プロジェクトの内容、費用、実施事業者等の計画（以下「実施計画」という。）は、協議会委員の全員の合意により決定する。ただし、協議会座長が必要と認めた場合には、多数決により決定する。

(実証プロジェクトの費用負担)

第3条 協議会委員のうち、前条の合意をした者（以下「合意者」という。）は、実証プロジェクトごとに別に定める一口当たりの金額を最低金額として、その費用を負担することができる。ただし、利益相反となる場合等費用負担が困難な場合は、実証フィールド、通信環境又は自社サービスの無償提供等、金銭によらない方法で協力することができる。

- 2 合意者のうち、前項の費用を負担する者は、前項の費用について、協議会運営事務局が発行する請求書に基づいて支払う。
- 3 協議会運営事務局は、前項の請求に基づき支払われる負担金について、当該実施計画に定める実証プロジェクトの費用として充当することとし、それ以外の目的で使用してはならない。
- 4 第2項の請求に基づき支払われる負担金に残余金が生じた場合の取扱いは、実証プロジェクトごとに協議会で決定する。
- 5 合意者のうち、第2項に基づく費用を負担する者及び金銭によらない方法で協力する者は、当該実証プロジェクトで得られたデータ等の取得や協議会広報への企業宣伝の掲出等を行うことができる。なお、データ等を取得した者は、各々の規程により、データ等を適切に管理するものとする。
- 6 協議会運営事務局は、必要がある場合は、本要綱に定める実証プロジェクトに係る費用の負担方法について、協議会への付議の上、変更することができる。

(負担金の管理)

第4条 協議会運営事務局は、第3条第2項の請求に基づき支払われる負担金について、金融機関に口座を開設して適切に管理しなければならない。

(実証プロジェクトの実施報告)

第5条 実証プロジェクト終了後、協議会運営事務局は、実証プロジェクトの実施結果について協議会に報告する。

(実証プロジェクトの庶務)

第6条 本要綱に定める実証プロジェクトに係る契約事務、会計事務その他の庶務は、協議会運営事務局の規程により、協議会運営事務局において処理する。ただし、協議会が実施計画に処理方法を別に定める場合は、この限りではない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実証プロジェクトの実施に必要な事項は、協議会運営事務局が別に定める。

附則

令和5年〇月〇日から施行する。